管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部雇用推進室 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが５件あった。また、旅費支出の際のチェックがされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年４月21日 | 令和３年４月21日 | 令和３年４月26日 | 560円 |
| Ｂ | 令和３年６月25日 | 令和３年６月22日 | 令和３年６月25日 | 360円 |
| Ｃ | 令和３年12月９日 | 令和３年11月30日 | 令和３年12月９日 | 960円 |
| Ｄ | 令和４年１月24日 | （注１）令和４年１月26日 | （注２）令和４年３月25日 | 180円 |
| Ｄ | 令和４年１月26日 | （注１）令和４年１月26日 | （注２）令和４年３月25日 | 360円 |

（注１）兼務先（協力金推進室）でシステムに入力したもの。（注２）兼務元（雇用推進室）でシステムに入力したもの。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　過誤払旅費に関しては、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。　また、本事例について所属内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に重複登録がないかの確認を行うとともに、旅費支給事務の際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月13日から同年８月25日まで）